会計方法変更を承認するかどうかについて行なう
この収入は借入れた年の翌年に収益計上の要件を満たす
場合の処理について、その後の事業年度における
進行基準の適用による収益の計上に係る
特例の事業の範囲が広がりあらゆる業種を
通じて採用されるようになる。

次回、

一、法三四の二について次回より深めて行く。
特に被保険者が前期末までの損金算入
されなかった特別の事情の有無について
次回までに検討しておくこと。

二、次回より租税特別措置法の
条文検討を行う。
（中央税務署の
法人税担当官）

前述の租税特別措置法の検討の際の

不明な点などしらべておくこと。

以上。

次回、

従来より問題のある家族的と判断
される法人の税制上の扱いを三枚目
以下に示す。家族的と認められる
会社の要件の内、株主構成の要件
の他の要件に関しては税務署の
用の形式的に判定されるため、実質
的に家族的な会社と判断されない
法人は同族会社の行為計算否認
規定の適用を受ける可能性がある。

以上に従い注意すること。

英語版、

一、海外英語版を次の如く改訂すること。
（ロンドン支店）